

大和市職員の分限に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年5月13日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第56号

大和市職員の分限に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市職員の分限に関する条例施行規則（昭和49年大和市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書中「6月」を「1年」に改める。

附 則

この規則は、平成25年6月1日から施行する。